

徳島県

街道 1

徳島県で最も重要な街道遺産は、香川と同じく遍路道標である（香川・愛媛と違い、金毘羅道標は存在しない）。その中で、真念道標 11 基、徳右衛門道標 20 基に対し、照蓮道標が 59 基と圧倒的に多いことが照蓮の出身地でもある徳島の特徴である。照蓮



道標は、多くの場合「四國中千躰大師」「真念再建」「世話人徳嶋講中」などの刻字が見られ、大師坐像が陽刻されていることから、真念の志を受け継ぎ四国中に千躰の大師像を建てようとした意気込みを感じさせる。写真は、引野の照蓮道標（上板町、文化 6-13（1809-16））C である。

街道 2

徳島にも遍路の町石は多いが、二十一番太龍寺（阿南市）、二十番鶴林寺（勝浦町）に向けての角柱町石 A は、1360 年代の旧町石を江戸時代に再利用する形で追刻したものが使われている。1360 年代という数字は中世の町石としては特に古いわけではないが、①四国の町石は太龍寺



と鶴林寺以外すべて江戸期の建立、②全国に残る特に古い町石は西国三十三箇所と高野山に集中という 2 点を考慮すれば、両寺の町石の特異性が理解できる。この背景には、両寺が遍路の始まる江戸期の遙か以前、延暦 17（798）に桓武天皇の勅願によって空海が開創して以来、信仰の対象となってきたという歴史がある（左下の写真は鶴林寺道の二丁石で、「二」と「丁」の間に「町」の旧刻が読み取れる）。

街道 3

道標の古さについての新発見は難しいが、高さについては今回の全国調査で従来の序列が次々と覆された。国府町井戸の道標（徳島市、文政 2（1819））A は高さ 338 cm の巨大な道標で、この道標の調査時点ではそれまで一位であった出雲井町の道標（330cm）を抜いて驚かされた。それが、調査が一段落した現在では同率 3 位にまで落ちている。それでも中四国・九州で一番高い道標であることに変わりはない。

街道 4

徳島で最も特徴的な街道遺産は、街道そのものではなく渡し場である。場所が確認されていることが本リストに掲載される最低条件であるが、それを満たす「渡し場・跡」が吉野川で 27 ヶ所、それ以外で 5 ヶ所残っている。このような例は他にはない。ただし、河川舟運の船着場と違い、渡し場は街道の一部でしかなく、特別な施設もないことが多かったため、遺構という形では残りにくい。

舟運 1

吉野川は、上記の渡し場、本項の船着場、後述する農業・治水といった多様な面で、徳島に多大な影響を与えてきた。舟運は、近世の日本にとって最重要の運輸システムであったが、徳島藩を東西に流れる四国第一の大河・吉野川の舟運は、特産品であった藍をはじめとする各種物産の搬送にきわめて有利であった。舟運に係わる遺構としては、吉野川の屈曲点に位置する千五百河原港・跡（三好市、江戸期）A とそこに建立された池田町ウエノの常夜灯（三好市、嘉永 7（1854））B、池田から徳島へのほぼ中間



に設けられた監視所「御分一所」の岩津の石灯籠（阿波市、慶応3（1867））A〔写真〕が代表的である。

吉野川舟運を重視する藩が、徳島城下への航路確保のため元禄14（1701）頃に別宮川を開削・整備したが、寛延3（1750）には新川が本流化、吉野川が枯渇する事態を招き、第十堰の構築へとつながっていった（次項で詳述）。

農業 1

徳島のシンボリック的存在である第十堰（石井町・上板町、宝暦2（1752））Aは、吉野川本流の灌漑用水の水量確保を主目的に、別宮川の流頭部を狭窄させる形で構築された長さ400mの堰であった。その後、川幅の拡大に合わせて寛政4（1792）に909m、文久年間（1861-64）に1021mと延長された。これらの工事は、基本的に農民が嘆願し、施工に従事し、藩が若干の財政援助をするという形をとったが、別宮川開削によりこうした事態を引き起こした原因者である藩が積極的に関与しなかったか理由は、①徳島藩は用水開発より藍作を重視した、②徳島藩という一地方藩が管理するには吉野川は余りに大河川であった、などが複合していたとされる。



第十堰は、その後、吉野川の滲筋の変化を受けて明治11に上流右岸側に上堰が追加建設された（石堰）。さらに明治第一期改修事業により別宮川が本流となり、第十堰は用水路化した旧吉野川の水量を確保するための堰へと役割を変えた。なお、第十堰の本来構造は蛇籠による縦堰だったとされるが、昭和期にコンクリート堰に改修され、現在はその上にRC立体ブロックが置かれている（石井町側に江戸期のものと思われる石敷きが一部残る）。

産業 1

近世の徳島を代表する産業は、洪水常襲地帯に適した藍の栽培であったことは何度も述べたが、“目に見える形”での直接的な遺産はなく、藍玉の出荷や藍の栽培に欠かせない肥料の搬入を行う港に、出入り



する舟の標識として建立された東中富の龍池の地蔵（藍住町、安政3（1856））Aが残るのみである。

防災 1

洪水防御の水制として極めてユニークなものに、古毛の大岩（阿南市、慶応3（1867）、市史跡）Bがある。那賀川の万代堤（徳島藩の命により庄屋・吉



田宅兵衛が私財を投じて構築した)の万一の決壊を防ぐため、宅兵衛の孫が、那賀川に迫り出すように立つ硯石山から水勢の最も強い所に巨岩を落とし「水はね岩」としたもの。周囲長 23mの巨岩だが、どの程度の効果があったかは不明である。

防災 2

吉野川に係わる重要な遺構に、洪水遺産がある。代表的なものは、鴨島町の三郡境石(吉野川市、延享2(1745)、市有形) **B**、神宅の郡境目当ての石と甲~巳の4石(上板町、享和年間(1801-1803)) **A**、藍畑の印石(石井町、嘉永6(1853)、町歴史資料) **A**である。

三郡境石は、吉野川の洪水常襲地帯であった麻植・板野・名西の3郡の境界を明確化するために建てられたもので、単に境界であることを示すだけでなく、万一この石が流された場合は、高台の円通寺に設置された立石から復元できる(立石から真北に323間4尺)という二重の安全策が採られていた。

神宅の郡境目当ての石と甲・乙・丁・巳の石は、計5つの石による郡境・村境の確定システムで、高台に置かれた郡境目当ての石と、甲~巳の石を基準



として、板野郡七条村、西分村、名西郡高瀬村の郡境・村境を正確に再設定できた。因みに刻字内容が唯一解読されている巳の石の場合、「この石より北は板野郡七条村/南は名西郡高瀬村」、「この石より

丁の石まで百二十八間五尺」と丁の石との相対的な位置関係が記されている(上の写真)。

3番目の印石は、場所ではなく高さを規定するための石である。石には水平な線が一本刻まれていて、

堤防の高さの基準となっていた。文化年間(1804-18)に本村地区の村人が洪水被害から逃れるため新堤防の構築を藩に願い出たが、隣の中州地区の反対で頓挫・紛糾し、嘉永4(1851)に郡代の仲介で中州地区の地盤高と同じ高さの堤防を築くことで一旦は合意した。しかし、翌々年の嘉永6に本村地区の村人が無断で嵩上げしたことで再び紛糾し、郡代命で嵩上げ部を撤去、二度と起きないように堤防高を示す21個の石柱を建てたうちの2個である。



防災 3

徳島県には近世の津波記念碑が全国で2番目に多い。それだけ津波の被害が深刻であったということであろう。鞆浦大岩慶長碑(海陽町、寛文4(1664)) **A**は慶長地震(1605)について記したもので、津波被害について直接言及した国内最古の碑である。慶長碑が掘られた同じ巨岩の右側に宝永地震(1707)についての記録

も刻字されている。一方、安政南海地震(1854)後に建立された敬湓碑(松茂町、安政3(1856)) **A** [右]には、7文字からなる見事な漢詩の形で、津波の悲惨な被害が克明に記されている。

